

令和4年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

— 第1号 —

○会議日時 令和4年9月15日(木) 午前9時30分～午後5時3分

○場所 議場

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	伊藤陽一	副委員長	○	山下みゆき
委員	○	鈴木一司	委員	○	加藤好雄
委員	○	相澤康男	委員	○	大島昌弘
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
健康福祉部長	福田充男	教育次長	近藤善昭
社会福祉課長	仙頭明久	こども福祉課長	金田欣明
高齢福祉課長	川嶋恵美子	健康増進課長	朝川美也子
教育総務課長	上野和芳	学校教育課長	石島直
生涯学習文化課長	浅香浩幸	文化財課長	山口耕一
スポーツ振興課長	若林毅		

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	五月女治	議事課長	篠崎正代

○議員傍聴者 坂倉司議員、五戸豊弘議員、石川信夫議員、村尾光子議員

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 伊藤陽一委員長、石田陽一議長、坂村哲也市長

3. 概要録署名委員 大島昌弘委員

4. 事 件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

現地調査 南河内テニスコート拡張整備事業
義務教育学校整備事業
学童保育施設整備事業
グリムの森施設整備事業
石橋複合施設整備事業

認定第1号 令和3年度下野市一般会計歳入歳出決算認定について

【所管関係部分】

《質疑・意見》

【歳入】

14款2項2目 民生費負担金

○鈴木委員：児童福祉費負担金の収入未済の理由を伺う。

●こども福祉課長：収入未済額については、納めていただくことができず、収入とならなかったものである。保育料が94名、学童保育負担金が283名、副食費負担金が23名でありその合計額である。納期限の2カ月後に督促状等を送付したり、児童手当の窓口払いを利用し納付相談等を実施している。

○鈴木委員：さまざま対策はしているようだが、未納はそのままの状態なのか。

●こども福祉課長：窓口払の時に相談しているが、手当も生活の一部ということもあり、全額ではなく月々の支払いになっているのが現状である。

○鈴木委員：未納が続くのであれば、別の対策を考えるべきではないか。

●こども福祉課長：納付に向けて、納め方や期限なども相談しながら進めていく。

○鈴木委員：未納が減るよう努力してほしい。

14款2項3目 衛生費負担金

○相澤委員：保健衛生費負担金について、予算額に対し収入がない理由を伺う。

●健康増進課長：野木町及び小山地区歯科医師会とフッ素塗布事業を行っているが、本市が当番で負担金が入る予定だったが、コロナ禍で中止となったため、未収となっている。

15款1項2目 民生使用料

○加藤委員：社会福祉施設使用料におけるこぼと園使用料について、収入率が150%となった理由を伺う。

●社会福祉課長：こぼと園の園児数が12名増加したことと、昨年度は緊急事態宣言による学校休校に伴い一時休園していたが、令和3年度は休園がなく開園

日数が増えたことによる増である。

15款 1項 7目 教育使用料

- 相澤委員：生涯学習情報センターロッカー使用料の内容を伺う。
- 生涯学習文化課長：5月の市民活動センターの開所に伴い、ロッカーも移転となった。収入額は、移転前の4月から5月の間、生涯学習情報センターで活動団体が使用していた分の収入である。

- 加藤委員：公民館使用料について、内訳をみると南河内、南河内東、石橋、国分寺でばらつきが見られるが、施設利用制限があったのか、その他の要因があったのかを伺う。
- 生涯学習文化課長：コロナなどに伴う休館が各館ごとに異なるということはなく、同一の基準で運営している。収入のばらつきについては利用頻度の差となる。登録サークル団体については利用料が半額減免となるので、そういったことも収入に差が出る要因となっている。
- 加藤委員：次年度の予算額は、この結果を考慮した予算になるのか。
- 生涯学習文化課長：おおむねこれまでの利用実績に基づき予算を立てる。

16款 1項 4目 衛生費国庫負担金

- 相澤委員：新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金については何件くらいあったのか。
- 健康増進課長：1件であり、治療費と手当の支給である。

16款 2項 1目 総務費国庫補助金

- 加藤委員：民間資金等活用事業調査費補助金の収入がない理由を伺う。
- スポーツ振興課長：令和4年度に全額繰り越したものである。大松山運動公園の第2期整備工事に対する補助金であり、現在、委託を行い検討を進めているところである。

16款 2項 2目 民生費国庫補助金

- 相澤委員：結婚新生活支援事業補助金の実績を伺う。
- こども福祉課長：令和3年度は4件であった。

- 相澤委員：子育て世帯への臨時特別給付金の件数を伺う。
- こども福祉課長：対象児童者は9,214人である。
- 相澤委員：全員に支給されたのか。所得制限等がある中での人数になるか。
- こども福祉課長：条件に合致した方に対しては先行支給しており、その後所得

制限等が撤廃されたこともあるが、全員ということではないと思う。

- 相澤委員：子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金について、件数を伺う。
- 社会福祉課長：世帯に対し支給するものであり、3,189世帯となっている。
- 相澤委員：住民税非課税の世帯分ということか。
- 社会福祉課長：非課税世帯のほかに、家計急変世帯ということで新型コロナウイルスにより収入が減少し、非課税相当世帯となった世帯にも申請により支給している。内訳として非課税世帯が3,172世帯、家計急変世帯が17世帯となっている。

- 加藤委員：児童福祉補助金の保育所等整備交付金が、予算に比べ1億4,788万円あまり減っている理由を伺う。
- こども福祉課長：保育所等整備交付金の予算額2億5,755万7,000円の内訳は、薬師寺幼稚園分園とむつみこども園及び薬師寺保育園の整備として3園分となっている。収入済額1億967万6,000円は薬師寺幼稚園分園とむつみこども園の2園分の交付金であり、差額の1億4,788万1,000円については、薬師寺保育園が令和4年度に予算を繰り越して整備を行っている。

17款2項6目 教育費県補助金

- 大島委員：地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金の算定基準を伺う。
- 教育総務課長：学校登下校時のスクールガードリーダー及びスクールガードボランティアの傷害保険と、各中学校区に1名いるスクールガードリーダーの報酬の3分の2の補助として算定している。

19款1項2目 指定寄附金

- 加藤委員：民生費寄附金の内容を伺う。
- 社会福祉課長：福祉事業に充当を希望される市民からの寄附金である。
- 加藤委員：福祉事業という枠の中での用途はどのように検討されているのか。
- 社会福祉課長：子育て分野で使ってほしいとの希望があったので、こども福祉課の事業に充当する予定である。収入は令和3年度であったが令和4年度での活用を考えていく。

22款4項3目 雑入

- 相澤委員：看護学部学生等実習指導料について、内容を伺う。
- 健康増進課長：自治医科大学やマロニエ看護専門学校等の学生が来たときに、学校によって金額が変わるが一人当たり500円程度の金額が入る。人数掛ける

日数の計算となっている。

- 相澤委員：市の訪問看護などについて行って指導を受けるといった内容か。
 - 健康増進課長：健康増進課と高齢福祉課で学生の実習受け入れをしており、保健師に同行して赤ちゃん検診などの各事業に参加し、地域看護実習を行う施設利用料である。
 - 高齢福祉課長：高齢福祉課では自治医科大学の学生を対象に、地域のつながりを生かした介護予防等の地域実習に取り組んだ。その中で保健師など的高齢福祉課職員がインタビューを受けたり、地域へ入り地域の中での様々な取り組みに関する指導料として、規定に基づき一人当たり500円掛ける延べ23人分で11,500円の収入となっている。
 - 相澤委員：大学側では授業の一環となっているのか。
 - 高齢福祉課長：大学のカリキュラムの一環として受け入れをしている。
-
- 大島委員：町史資料販売収入について、旧3町の町史を何冊販売したのか。また、在庫はどのくらいあるのか。
 - 文化財課長：販売収入については、南河内町史、国分寺町史、石橋町史と市になってから制作した書籍の合算となる。在庫については、国分寺町史と石橋町史の一部については、すでに保存分を除くと在庫が無く欠本として販売ができないものもある。また、南河内町史の在庫については、旧国分寺西小学校北校舎の文化財倉庫に収納している。国分寺町史は6種類、石橋町史が3種類、南河内町史が8種類の計17編が過去に町史として発刊されている。在庫が多いものもあるため販売分をしもつけ風土記の丘資料館に運び販売分としてカウントしている。現在、町史のほか販売用書籍として動いている在庫数は1,832冊である。残りの在庫については、町ごとさらに冊子ごとに発刊部数が異なっており、さらに本の内容によって過去の販売部数も異なっている。よって、ストックの数が異なるため500とか1,000という単位と100冊を基準とした端数で把握している。合併して20年近くなるが、その間に何度も収納箇所の移転を行ったことから、一部に日光による変色や汚損欠損が出てしまった。その分は差し引いた数でカウントしているが、何十何冊まで現時点では把握していない。販売については、下野薬師寺歴史館としもつけ風土記の丘資料館、文化財課のカウンターでも販売を行っている。売上げについては、先ほど議員から町史ということで質疑があったが、売上げの大半は基本的に最近発刊している本が中心となる。昨年度の町史の売上げについて一例をあげると「図説国分寺町の歴史」の販売は4冊。南河内町史では、考古資料編や古代編は比較的コンスタントに売れるが、近世の古文書に関する「近世資料編」や「近現代編」については、ここ数年販売実績がない。両資料館において売上げの多いものは、しもつけ風土記の丘資料館では、「ビジュアル下野薬師寺」が昨年度は27冊販

売しており、このほか甲塚古墳発掘調査報告書などが売れている。また、令和元年度に「東の飛鳥」という冊子を制作したが、甲塚古墳発掘調査報告書と東の飛鳥はほぼ完売した。下野薬師寺歴史館では、史跡下野薬師寺跡を解説した「ビジュアル下野薬師寺」が一番売れた書籍で40冊販売した。また、昨年度しもつけ風土記の丘資料館は展示をリニューアルし、新たに「展示解説図録」を作成したことからもつけ風土記の丘資料館における販売実績の多くはこの図録によるものとなっている。

○加藤委員：生活保護63・78条返還金の現年分について、予算額に対し実際の収入済額は4.8倍の1,600万円ほどになっているが、その理由を伺う。

●社会福祉課長：生活保護費を支給している方に対し返還を求めた場合の返還金である。63条は生活保護を申請したのちに年金を遡って受給した場合に返還が発生する。高額なケースの方がいたため大きな金額となった。

○加藤委員：通常、見込みに対して5倍近い収入があるものなのか。

●社会福祉課長：金額や件数は、年度により対象者の有無もあるため、かなりばらつきが大きい。令和3年度については1名の方が、高額な年金の受給があり、収入額が増加している。

○加藤委員：太陽光発電設備余剰電力売払収入について、どのような施設で発生した収入になるのか。

●教育総務課長：市内4小学校及び2中学校における売電収入である。

23款1項6目 教育債

○加藤委員：学校教育施設等整備事業債の3億4,060万円について、対象事業を伺う。

●教育総務課長：南河内小中学校整備事業に充当したものである。

[歳出]

3款1項1目 社会福祉総務費

○鈴木委員：新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業は、令和3年度の申請実績が35件であるが、市民に対する事業の周知はどのように行ったのか。

●社会福祉課長：広報、ホームページをはじめ、生活困窮者を対象としているので窓口や、社会福祉協議会において周知している。

○鈴木委員：周期を延長しながら実施しているとのことだが、いつまで実施するのか。

●社会福祉課長：令和3年度のみのも事業ではなく、現時点でも延長しながら行っている。最新の情報によると9月末から12月末まで延長となっている。

○鈴木委員：現段階では今年の12月末までということに理解した。

○伊藤委員長：こども医療費助成事業について、助成対象が拡大されて3年経つと思うが実績として増えているか。

●社会福祉課長：下野市では令和元年度から助成対象を高校生まで拡大して進めているところだが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えやマスク・手洗い等の徹底により、風邪やインフルエンザにり患する方が減少した。本市のみではなく全国的に見られる現象であり、医療費の減少幅が過去最大であると報道された。令和2年度については医療費助成額は下がったが、令和3年度は受診控えの反動で増えている状況である。ただし、子どもの数が年々減少しており、対象者数も減少傾向にある。

○伊藤委員長：住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業について、予算額が7億770万6,000円、決算額が約半分、国庫補助金がほぼ同じ数字で、繰り越しが3億8,563万5,000円となっているが、翌年の財源はどうなるのか。

●社会福祉課長：令和3年度の実績については、10分の10が国の補助となる。令和4年度への繰り越し分についても同様に10分の10を財源として見込んでいく。

○加藤委員：民生委員児童委員活動事業について、コロナ禍で活動が控えられていた令和2年度と比較し、令和3年度の活動実績を伺う。また福祉委員108名の中で、民生委員児童委員は何名いるのか。

●社会福祉課長：令和3年度の民生委員相談件数は3,183件で、訪問回数が1万3,274回となっている。これは令和2年度とあまり変わらないが、新型コロナウイルス流行以前の令和元年度と比較すると、相談件数で1,020件ほど、訪問回数で1,595件ほど減っている。令和2年度に全国民生委員児童委員連合会から感染予防を優先し、対面でなければならぬ場合を除き電話やメールで活動するように通達があり、現在も継続している。福祉委員はすべて民生委員児童委員が担っている。

3款1項3目 高齢者福祉費

○大島委員：在宅福祉事業の配食サービスについて、何件の事業者が担っているのか。また、利用者が事業者を選ぶことはできるのか。

●高齢福祉課長：市内3つの業者に委託している。「らんどまあむ」は国分寺・緑・祇園地区を担当しており、南河内地区は「厨房つくし」、市内全域対象と

して「まごころ弁当」の3つがある。市内全域を担当するまごころ弁当か地域を担当する事業者かどちらかを選択することができる。

○大島委員：一人暮らしで配食を受けている方と話す機会があり、色々好みもあり、ありがたいが残ってしまったこともあるということだった。メニューは各事業者統一なのか。それぞれ異なるのか。

●高齢福祉課長：同じメニューではなく、それぞれの事業者でカロリー計算などを行い、メニューを作っている。ご指摘の部分については、揚げ物などで食べ飽きてしまうというようなことだと思う。配食サービスは安否確認も兼ねて手渡しの形なので、その際に要望などを伝えていただければと思う。高齢福祉課でも希望を伺い伝えることができる。

○大島委員：手渡しということは聞いており、安否確認の意味でよいと思うが、食べる楽しみのため、高齢者に合ったサービスとなるようアンケート等を実施してもらいたいがどうか。

●高齢福祉課長：手渡しの際に直接事業者へ伝えるには言いづらいこともあると思うので、このような要望について課内に持ち帰って、アンケート調査なども検討したい。

○相澤委員：安否確認システム貸与事業について、どのようなシステムになっているのか。年間どのくらいの通報件数があるのか。

●高齢福祉課長：申し込みにより3つの機械を貸出している。一つ目は緊急通報機器で、緊急ボタンや相談ボタンを押すことで委託先の相談センターに自動的に通報されるものである。もうひとつはペンダント型発信機で、首にかけていただき体に異常を感じた際にボタンを押すことで相談センターに通報される。三つ目は熱感知式の人感センサーであり、自宅の玄関、寝室、居間の天井に備え付け、一定時間動きがない場合、自動で相談センターに通報される仕組みになっている。通報を受けた際は、まず利用者本人に連絡し、連絡がつかない場合は事前に登録した緊急連絡先に、どこにも連絡がつかない場合には相談センターで状況を見て救急車等の要請ができる仕組みになっている。

○相澤委員：緊急通報は業者が受けて動くわけではなく、市や親族に連絡が行くということで良いか。

●高齢福祉課長：状況確認として市にも連絡が入るようになっている。定期的に委託業者と利用者とのやり取りや経過記録について報告が届く。実際に人の動きがないということで感知し、緊急連絡先に連絡がつかず、市に連絡があったケースがある。その時は市職員と包括支援センターの職員で訪問したが応答がなく、浴室の電気が付いたままということで警察を呼び、自宅内で死亡が確認されたというケースがあった。

○相澤委員：業者は機械での管理が中心で、親族等への連絡は業者が行うのか。

- 高齡福祉課長：連絡先の順位は事前に登録されており、そちらに連絡すると同時に市にも連絡が入るということである。
- 加藤委員：災害時等要援護者支援事業について、民生委員等に名簿を配布したという事業であるが、この名簿によって民生委員はどのような行動をとるのか。そのようなマニュアルはあるのか。
- 高齡福祉課長：消耗品で購入した見守り情報キットについては、ボトルにラベルとマグネットシールがセットになっており、事前に緊急連絡先等を把握するために配付しているものである。高齢者の情報を書いたものをボトルに入れ、冷蔵庫に保管しておき、災害時に安否確認で自宅に訪問した際、例えば負傷などにより応答ができない場合に、ボトルの中の緊急連絡先を確認し連絡できるようにするものである。
- 加藤委員：キットを配布したのが事業内容ということか。民生委員がどのように要支援者に対して行動するのかといった内容は含まれていないということか。
- 高齡福祉課長：例えば水害時などに民生委員の協力を得て安否確認を行うが、その際に確認しやすくするために配布・協力していただいているものである。
- 加藤委員：他の部署との連携はあるのか。民生委員がやるべきものとして行っているのか、関連する部署との連絡なども含まれているのか。
- 高齡福祉課長：実際は民生委員だけでなく、地域にいる地域包括支援センターの職員とも連携し、高齡福祉課だけでなく社会福祉課や健康増進課などの横の連携も取っていかねばならないと考えている。

3款2項2目 児童措置費

- 鈴木委員：子育て世帯への臨時特別給付金支給事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、とあるが1世帯あたり給付額はいくらか。
- こども福祉課長：一人当たり一律5万円である。
- 鈴木委員：新型コロナウイルス感染症の影響については、重症・軽症関係なく一律なのか。
- こども福祉課長：当時、現金5万円とクーポン5万円などと話題になったが、本市では現金支給とし、合計10万円である。児童手当受給者が対象者となっている。

3款2項3目 母子福祉費

- 加藤委員：母子父子寡婦福祉事業に関して、コロナ禍においてDVや虐待が増加しているとのことだが、そのような傾向にあるのか伺う。
- こども福祉課長：令和2年度の相談件数が76件、令和3年度は71件ということ

で減少しているが、高止まりという印象を受けている。

- 加藤委員：DVや虐待対応は通報があつて相談を行つても、その時は表面化しない内容でも継続して行われるというケースを聞くが、通報後のフォローはどの辺をポイントに実施しているのか。
- こども福祉課長：相談後に、経過を見てこちらから定期的な連絡を取るような対応をとっている。
- 加藤委員：一過性ではなく繰り返し起こる事例も聞いているので、フォローをしっかりと行い、大事に至らないように対応していただきたい。
- こども福祉課長：相談を受けた際に悩みごとをチェックし支援が始まるが、時間の経過などで状況が変わることもあるので、定期的な困りごとを確認し、聞き取りをしながら進めている。

- 山下副委員長：民間シェルターの場所と補助金の内訳を伺う。
- こども福祉課長：民間シェルターの場所については、DV被害者保護の観点から非公開となり、数カ所という回答になる。民間シェルター補助金10万円については、NPO法人ウィメンズハウスとちぎへの運営費補助である。
- 山下副委員長：民間シェルター補助金は宇都宮のNPO法人になるが、市内にはDVに関する法人はないのか。
- こども福祉課長：シェルターの場所は保護の観点から非公開となっている。ウィメンズとちぎへは運営補助として補助金を支出している。
- 山下副委員長：母子父子自立支援員兼婦人相談員報酬とあるが、支出先はNPOの人になるのか。
- こども福祉課長：この経費はこども福祉課に勤務している職員の経費である。
- 山下副委員長：市職員が相談員となっているが、何か資格等を取得しているのか。
- こども福祉課長：会計年度任用職員であり、資格がないとできないわけではない。
- 山下副委員長：どのような方を相談員として選出しているのか。
- こども福祉課長：経験が必要な部分があるので紹介などにより2名を採用している。
- 山下副委員長：経験と紹介とはどのようなことか。
- こども福祉課長：相談業務に関するネットワークなどで伝え伝えで探しているという現状である。
- 山下副委員長：どのような経験を持っていて、どのようなところから紹介された2名を相談員としているのか伺う。また、その2名が宇都宮のNPOに連絡し、DVの被害者を支援しているのかなどのいきさつを伺う。
- こども福祉課長：相談員が相談する中で、宇都宮のパーティや必要があれば民

間シェルターにつないでいるということがある。

3款2項6目 放課後児童健全育成費

- 鈴木委員：学童保育事業全体で不用額が3,000万円ほどあるが要因は何か。
- こども福祉課長：不用額については、報酬と賄材料費の執行残である。報酬が1,100万円ほどの金額だが、予算計上時は理想的な人数で計上しているが、実際には慢性的に不足している状況である。その場合は、市職員や児童館の職員が一時的に対応することもあったが、現在はインターネットで求人を出しており、何とかやりくりできている。需用費の中の賄材料費については、おやつ
の執行残が要因として挙げられる。令和3年度は、それぞれの学童保育でおやつを発注しており残額の合計となっている。また、地区の学童で節約志向のところや単価の高いところとばらつきがあり、それぞれの残金を足していった結果である。令和4年度は一括発注に取り組んでおり改善が期待できる。
- 大島委員：学童保育事業所運営費補助金の算定基準を伺う。
- こども福祉課長：学童保育運営費補助金については、人数や年間開所日数で区分が変わってくる。標準的に250日以上の実業所で467万2,000円が基準の額となり、36～45人単位として設定されている。区分の増減で金額も調整される。

3款3項2目 生活保護扶助費

- 鈴木委員：生活保護費について、困窮の程度に応じた必要な保護を実施したとあるが、内容を伺う。
- 社会福祉課長：生活保護法に基づき、生活保護対象の方へ適切な対応を行ったということである。
- 鈴木委員：生活保護費を支給しているということによいか。
- 社会福祉課長：そのとおりである。

4款1項1目 保健衛生総務費

- 加藤委員：償還金の理由について伺う。
- 健康増進課長：母子保健衛生国庫補助金58万8,000円、自殺対策強化交付金10万6,000円、予防接種にかかる感染症予防国庫補助金482万3,000円、健康増進補助事業90万9,000円、疾患予防対策費333万2,000円が執行残となり償還したものである。
- 加藤委員：心理発達相談事業について相談実績と、この中にDV相談が含まれているのか伺う。
- 健康増進課長：心理発達相談は、健康増進課に配置された特定任期付きの臨床

心理士1名、会計年度職員の臨床心理士4名で対応している。令和3年度は591件の相談を受理している。DVに特化したものはこども福祉課と連携して対応しているので把握はしていない。

- 加藤委員：AED整備事業は機器に関する費用だと思うが、操作研修等はどうに行っているのか。
- 健康増進課長：本来はAEDの操作研修を実施するところだが、コロナ禍により実施できていない状況である。今後きちんと対応していく。

4款1項2目 予防費

- 大島委員：がん対策事業について、コロナ禍での受診率はどのようなか。
- 健康増進課長：令和2年度においては、緊急事態宣言が出された際には検診を中止にしており、40回実施を予定していたが28回の実施となった。そのため、胃がん検診の受診率で見ると、令和元年度が20%、令和2年度は13%、令和3年度は19.4%に回復しているというような状況である。
- 大島委員：胃がん検診については回復したとのことだが、肺がん、大腸がんなどはどうか。
- 健康増進課長：そのほかのがん検診についても令和2年度は落ち込んだ状況であった。肺がん検診では令和2年度が47.8%であったが令和3年度では54.9%、子宮頸がん検診では令和2年度が9%であったが令和3年度では23.7%、乳がん検診の40歳以上では令和2年度が26.1%であったが令和3年度では40.6%と、すべてのがん検診において令和3年度は回復しているという状況である。
- 大島委員：がんは死亡率が高い病気であるため、引き続き受診率の向上に努めていただきたい。

10款1項2目 事務局費

- 鈴木委員：下野市通学路安全推進会議を開催しているとあるが、学校から通学時にけが等があったという報告は受けていないか。
- 教育総務課長：けがの報告は来ていない。
- 鈴木委員：国分寺中学校の生徒が通学時にけがをしたと聞いている。県道44号線の交差点で車道から歩道に上がる際にけがをしていると聞き、建設課に伝えたところ、教育委員会を通して学校に指導してもらおうとのことだったが、聞いているか。
- 学校教育課長：教育委員会で聞いている。通学路については教育総務課所管だが、現場確認後、国分寺中学校と国分寺小学校の児童生徒に安全確認について周知してほしいということを学校に連絡したところである。

- 鈴木委員：その後学校からどのようなことを行ったというような報告はあったか。
- 学校教育課長：歩道に上がる段差で転ぶことを確認したため、そのまま車道を通り、歩道のないところから通行するように案内し、学校で指導することになっている。

- 鈴木委員：学校適正配置推進事業について、以前は国分寺西小学校も小規模特認校であり、平成31年に国分寺小学校に統合された。現在、小規模特認校である細谷小学校について、今後どのような方向性なのかを伺う。
- 教育総務課長：細谷小学校については、小規模特認校の検証を3年前に実施し報告が出されている。その中で3年後である令和4年度に、再度、社会情勢等の変化を加味し、検証を行うこととしている。7月に第1回目の委員会を開催し、前回の報告の再確認を行った。今後、地元説明会や方針について検証していく流れとなっている。
- 鈴木委員：国分寺西小学校のように再編する方向になるかどうかはわからないということか。
- 教育総務課長：こちらから方向性は示すことはできないので、各委員や地元の意見等を集約し結論を出していく。

10款1項3目 教育研究所費

- 加藤委員：学校教育サポート事業について、不登校含め支援を要する児童生徒を対象とあるが、支援を要する児童数と不登校生徒の人数、成果として復帰を果たした人数を伺う。
- 学校教育課長：センターについては不登校に限らず、保護者に関しては発達支援に関係する悩みなどの相談にも応じている。不登校について、スマイル教室に通っている児童生徒数と通えていない不登校のお子さんもいることから、適応指導教室で対応した児童数についてお答えする。詳細を確認し後ほど回答する。

- 相澤委員：児童生徒英語教育推進事業について、英語検定料の1人当たりの助成額と合格者の割合を伺う。
- 学校教育課長：令和3年度の英検3級合格者は中学校4校で116名になる。準2級と2級を合わせて合計169名が補助の対象である。昨年度の受験料については、受験会場方式によって金額が変わるが、例えば英検3級では一番安いもので4,400円、高いもので7,900円という検定料であった。それらに対する補助となるので、最終的に169名分を支出した。
- 相澤委員：小学生での受験者はいたのか。

- 学校教育課長：この制度は、中学校の生徒のみを対象としている。
- 相澤委員：小中学校へ行くとパソコンや英語関係に力を入れている。英語ではALTが9名おり、小学生も一部の授業に導入しているようだが、中学生対象ということは小学生に希望者があまりいないのか。
- 学校教育課長：ALTについては小学校の授業にも参加している。英語検定の補助については、中学生の受験者が多いことからスタートした経緯がある。小学生の受験者数は把握していないが、現時点では中学生が対象となる。
- 相澤委員：検定料の助成は、4,400円から7,900円のうち一定額を助成したということか。
- 学校教育課長：2分の1を基本とし限度額を示している。

- 山下副委員長：英語検定料の助成について、これからの時代はTOEICだと思いが、今後取り扱う予定はあるか。
- 学校教育課長：現在の検定料については英検が主だが、今後検討していく。

- 鈴木委員：教職員の専門研修について、ICTを活用した指導に関する研修に、昨年度、全国で約8割の方が受けているとのことだが、本市の状況を伺う。
- 学校教育課長：令和2年度にiPadが導入され、各学校で外部によるeラーニング研修を受けている。個人的に県の研修を受けた人数は把握していないが、市内の先生は、各学校等での外部研修を受けているので、ほぼ100%の教員が研修を受けている。

10款2項1目 学校管理費

- 相澤委員：南河内小中学校に3小学校が編入されたが、3校の管理はどこになるのか。
- 教育総務課長：現在、学校施設としての機能は停止している。今後、総合政策部門で利活用についての方針を決定することになるが、それまでの間は教育総務課で維持管理をしているところである。

- 鈴木委員：小学校コンピュータ管理事業について、中学校にも同様の事業がある。児童及び教職員の情報処理能力を高めると共に、校務の効率化を図ったとあるが、具体的に何が変わったのか伺う。
- 教育総務課長：事業内容としては、市役所庁舎とすべての学校をインターネットでつなぎ、特に、校務の円滑化により時間の短縮を図り、子どもたちの指導に費やす時間を増やすことが大きな目的である。実際、ウィンバードというソフトの機能によりデータでのやりとりができるため、情報共有やデータ収集、各種申請届など一括で確認できるようになった。結果として児童生徒との交

流の時間を増やすことができている。

- 鈴木委員：コンピュータ事業によって効率化が図れたとのことであるが、教職員の勤務時間等の改善も図られたのか。
- 学校教育課長：ウィンバードのシステム導入により、教職員の出退勤時間を確認している。毎月末に各学校から報告をいただいております、昨年度より超過勤務時間が減っている傾向は見られるが、まだまだ多いのが実情であるので、より超過勤務が減るような施策を検討していく。

- 加藤委員：スクールバス全般について、昨今、園児がバスに置き去りになる事故が起きているが、市として事故に対する対策は何か考えているか。
- 教育総務課長：教育総務課所管として、旧国分寺西小学校区の児童を国分寺小学校に送迎するため、マイクロバスを2台運行している。乗務員については運転者1名となっているが、乗り降りの際には保護者やスクールガードボランティアにも確認していただき、学校に到着した時には十分な確認を徹底し、置き去りがないようにしている。委託当初から問題なく運行されている。
- 学校教育課長：南河内小中学校については、バス6台で8コースの運行をしている。国分寺小学校の対応をもとに運行しているが、バス停では保護者の協力により安全に待てる状態を保っている。バスは運転手1名で、学校到着後には運転手からの報告を行い、学校で出席確認を行っている状況である。
- 加藤委員：直接市と関わる部分は分かるが、民間の施設については民間へ任せている状況か。
- こども福祉課長：今回の事故を受け、国や県から注意喚起の連絡が来ており、市から各施設に情報発信している。このほど国から県を通じてバスの安全に関する緊急的な調査が行われている。内容は、声掛けが行われているかや降車時の確認などについてのものであり、現在事業所に回答をお願いしており、とりまとめて県に報告を行う。
- 加藤委員：幼い園児など目の届かない隙間などが事故につながりやすく、様々なエラーが重なったところに事故が起きると報道されている。他人任せではなく、本市でも多くの園児がバスを利用しているため、万が一の事故が起きないように、何らかの呼びかけができないものかと思うがどうか。
- こども福祉課長：バス運行のある民間私立園について、乗車・降車時の確認や巡回・送迎での引き渡しのチェックの徹底について改めて周知していく。近く施設長が集まる会議があるので、お互い意見交換などを行い情報交換したいと思う。
- 加藤委員：機会を捉えて可能な限りフォローしてほしい。
- こども福祉課長：安全について見直す機会として捉え、周知徹底したい。

- 相澤委員：国分寺小学校のスクールバスの運行について、運行が開始されてそれほど経過していないが、不自由だと聞いている。次の機会に合わせて、使い勝手をよくすることは考えているのか。
- 教育総務課長：旧国分寺西小学校区の子どもたちを送迎するバスであるが、令和3年度までは特定バスとして運用していた。令和4年度からは貸し切りバスとして運行しているところである。
- 相澤委員：用途などにおいて使いやすくなったということによいか。
- 教育総務課長：昨年度までの特定バスは、特定の児童を特定の場所までの運行という形であり、貸し切りになることで幅が広くなり、別の団体等でも活用が可能となった。あくまでも学校での使用に支障がない範囲でとなるが、使い勝手は向上した。

10款 2項 3目 学校改修費

- 大島委員：祇園小学校トイレ改修事業について、体育館等含め小学校全体のトイレの改修が済んだということか。
- 教育総務課長：祇園小については、令和2・3年度の2年に分けて、2つの建物の改修が終了した。今後、体育館については長寿命化計画の中で多目的トイレ等を含めたバリアフリー化に向けて計画していく。
- 大島委員：現在の子どもは、洋式トイレしか使えないこともあるため、トイレに行きやすくなるよう、引き続き計画的に進めてほしい。

10款 4項 5目 公民館費

- 加藤委員：南河内東公民館改修事業について、ほぼ100%地方債を財源としているが理由を伺う。
- 生涯学習文化課長：南河内東公民館の雨漏り等の防水工事になるが、南河内東公民館は避難所の指定を受けているため、国の緊急防災・減災事業債を活用できるものとなっている。

10款 4項 6目 図書館費

- 加藤委員：図書館の図書購入費について、3館一括管理ということだが、新聞の購読は図書購入費に含まれるか。また、3館同じ新聞になっているかと思うが、市民から一般紙や地方紙の要望はないか。また、Wi-Fiの回線について、つながりにくいなどの意見はないか。
- 生涯学習文化課長：購入する図書は、市と指定管理者で協議し選定している。購読する新聞や雑誌について市民からの要望もあるが、様々なリクエストがあり、一般的に購買層の多いものを選書している状況である。Wi-Fiについては3図書館で導入しているが、場所によってはつながりにくい所がある。全館

をカバーする形でアクセスポイント数も設定しているが、構造上つながりにくい場所も出ているのかと思う。

- 加藤委員：購読紙に関しては、市内で購読者の多い下野新聞等は理解できるが、他紙を読みたい方もいるため、3館同じでなく循環するなど、少しでも要望を聞いていただきたい。Wi-Fiについては技術進歩によりつながりにくさは改善されるが、時間帯によってはつながりにくいこともあると思うため、引き続きつながりやすい環境となるよう改善していただきたい。
- 生涯学習文化課長：新聞購読については、様々なリクエストがあり、3館で利用者にアンケートをとっている。また、市民や利用団体から選出された委員による図書館協議会などの意見も聞きながら検討していきたい。Wi-Fiについてはアクセスポイントを増やすとなると予算もかかるため、引き続き検討していきたい。

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

延 会

— 第2号 —

○会議日時 令和4年9月16日(金) 午前9時30分～午前9時58分

○場所 議場

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	伊藤陽一	副委員長	○	山下みゆき
委員	○	鈴木一司	委員	○	加藤好雄
委員	○	相澤康男	委員	○	大島昌弘
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
健康福祉部長	福田充男	教育次長	近藤善昭
社会福祉課長	仙頭明久	こども福祉課長	金田欣明
高齢福祉課長	川嶋恵美子	健康増進課長	朝川美也子
教育総務課長	上野和芳	学校教育課長	石島直
生涯学習文化課長	浅香浩幸	文化財課長	山口耕一
スポーツ振興課長	若林毅		

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	五月女治	議事課長	篠崎正代

○議員傍聴者 坂倉司議員、五戸豊弘議員、石川信夫議員、村尾光子議員

○一般傍聴者 なし

再開

認定第4号 令和3年度下野市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
【所管関係部分】

《質疑・意見》

【歳入】

○鈴木委員：昨年度と比較し、収入済額が約3,000万円増えている要因を伺う。

●高齢福祉課長：様々な要因が積み重なっているものであるが、保険料が増えて

いる。また、諸収入が344%増と伸びているが、これは昨年度なかった第三者納付金が増えたものである。繰越金についても前年度より多くなっている。

○鈴木委員：保険料が増えている要因は何か。

●高齢福祉課長：税務課所管であり詳細は分からないが、保険料の納付が増えたということと、保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者と区分されているが、第2号被保険者については、現役世代である40歳から64歳であり、勤務先から保険料として給与天引きされたものが介護保険に入ってくる仕組みであり、全体的に見て、被保険者数の増加や所得の増加等により増えていると考えている。

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

議案第33号 令和4年度下野市一般会計補正予算（第3号）【所管関係部分】

≪質疑・意見≫

[歳出]

10款1項2目 事務局費

○相澤委員：南河内小中学校のスクールバスについて追加予算として燃料費が計上された。その契約の内容について、ディーゼルで注文したがレンタカーはガソリン車であり燃料費の差額について補正するということだが、契約書内では差額を事業者が負担するようにはなっていないのか。

●教育次長：契約については、あくまで日野自動車製の自動車として契約を行っており、仕様書の中でディーゼルエンジンを使った車として契約を行った。現在、日野自動車が生産がストップしているため、代替措置として日野自動車でもレンタカーを手配することで協議が整い現在に至っている。当初の契約で燃料費については市で負担するようになっており、ガソリン車のレンタカーが手配されたことから燃料代は市で負担する。

○相澤委員：6台は今後いつまで使用するのか。日野自動車との契約がなくなった場合に次の契約は考えているのか。

●教育次長：報道等において、日野自動車のトラックについて一部生産を開始するとの話もある。バスについては、日野自動車に対して生産開始の見通しを明確にするよう市から要請を行っている。日野自動車からは、概ね1カ月で回答するとの返事をいただいている。その回答により生産開始できるとなれば、現在の契約を継続して納車をしてもらうようになる。生産の見通しが立たないとの回答の場合は契約を解除し、新たな車種を選定して契約を行うことを考えている。

○相澤委員：今回、日野自動車の瑕疵によるものになると思うが、今後新たな契

約ではバスの値段が上がると思う。そのあたりを日野自動車に求めることはあるか。

- 教育次長：そこまでの負担は求めないということで考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第36号 令和4年度下野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第45号 下野市児童館等条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 大島委員：石橋児童館は12月4日にオープンとなるが、条例に定数が定められていない中で、人気になると多くの児童が訪れることが考えられる。コロナ禍で密を避ける必要がある中、開館に向けた体制づくりなどの対応はどう考えているか。
- こども福祉課長：コロナ禍の状況のもと、利用にあたっては現在も人数制限を行って運営している。今後も見通しはつかないが、人数や時間の制限を現場で対応していく。
- 大島委員：オープンに向けて対策していることは理解するが、市民に向けて、市の広報や民間店舗部分での看板等での周知を行い、体制づくりをしてほしい。
- こども福祉課長：利用にあたっての周知案内をさせていただく。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第46号 下野市奨学金貸付条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第47号 下野市公民館設置条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 加藤委員：設備使用料について、石橋公民館の陶芸用電気窯の使用料が1回あたり素焼きで900円、本焼き1,300円となっている。南河内東公民館については素焼き2,300円、本焼き3,500円と差がある。これらはどのように算出されたものなのか。
- 生涯学習文化課長：石橋公民館の陶芸窯は今回新設されるものであり、料金設定については、南河内東公民館にすでに設置されている陶芸窯と石橋公民館に新設される陶芸窯の体積案分により算出している。具体的には、南河内東公民館の陶芸窯は大型のものであり、横140センチメートル、奥行き77センチメートル、高さ131センチメートルである。石橋公民館に導入する陶芸窯は中型のものであり、横90.5センチメートル、奥行き81センチメートル、高さ73センチメートルとなっている。この体積案分により算出した。
- 加藤委員：容積が違うため1回あたり電気量もかかるということだが、南河内東公民館は1回に多く焼くことができ、グラム当たりの単価は等しいと考えてよいのか。
- 生涯学習文化課長：作品の大きさによっても変わってくるので、一人当たりの金額というものは算出していない。
- 加藤委員：両公民館を自由に焼きに行くことは可能なのか。例えば、石橋公民館の陶芸窯の方が低料金であるため、南河内東公民館で作ったものを焼くために石橋公民館に持っていくといった利用はできるのか。
- 生涯学習文化課長：原則として、公民館を利用する場合は、例えば陶芸サークルであれば事前の利用登録が必要となる。陶芸窯を使うと温度が高くなるため、工芸室も合わせて借りていただくことになる。部屋を借りる場合にそのような登録が必要となることから、主に活動する拠点の窯を利用してもらうことになると思われる。
- 加藤委員：公民館ごとの利用様式にのっとり単価が定められていると解釈してよいか。利用登録し、焼成のための料金が決められているということによいか。
- 生涯学習文化課長：活動拠点とする場所は、南河内東公民館でも石橋公民館でもどちらに登録していただいても構わないので、利用者を選択していただくことになる。
- 鈴木委員：別表の備考欄にあるが、入場料金または実費等を徴収する場合は使用料を2倍とするとはどういうことか。
- 生涯学習文化課長：原則、公民館を使用する場合は営利活動はできないことになっている。例えば、発表会でのカタログなどの実費徴収や参加料などを営利

の出ない金額の範囲で参加者から料金を徴して行う場合がある。そのような場合に使用料を2倍いただくというものである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[要望すべき事項]

なし

5. その他

なし

閉 会